

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第1部 第1章	計画の基本的考え方	「なお、大阪市においては、法令や固有名詞等を除き、障がいのある人やその状態を示す「障がい」については「がい」の字をひらがなで表記します。」とあるが、通常の漢字のままの表記で差支えないと考えるので、漢字表記にすることを提案する。	障害の「が」の字の表記については、国の障がい者制度改革推進会議における障害の表記における作業チームにて示されているように、さまざまな意見や考え方があると承知しています。 しかしながら、本市としましては、大阪府において障害の「が」の字の表記をひらがなとしていることを踏まえ、大阪府と統一した考え方に基づく表記としていくことを平成24年7月に決定いたしました。 障がいのある方の思いを大切に、障がい者理解を深めていくためにマイナスイメージが強い害の字をできるだけ使わない表記を用いるだけではなく、引き続き、啓発をはじめとする各種障がい者施策の推進を図ってまいります。
第1部 第2章	大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性	「生活場面で必要な合理的配慮に留意した施策を推進し、紛争解決のための体制整備について検討を進めます。」とあるが、「合理的配慮に留意した」の文言を削除し、文言を修正することを提案する。 「合理的配慮」という文言は、今はやりの言葉なので、この計画でも使ったと思われるが、「生活場面で必要な施策を推進」という内容に使うような言葉ではない。つまり、「生活場面で必要な施策」は「合理的配慮」によってなされるものではなく、ニーズの実現を基本に据えるべきものだと考えており、「生活場面で必要とされるものの実現に向けて施策を推進」という文言に変更すべき。 そもそも「合理的配慮」という考え方は「日本独特」のものであり、「障害者権利条約」において「合理的配慮」にあたる英語の正文を正確に訳せば「分別のある便宜」、少し譲っても「合理的便宜」となる。国際的な考え方は「便宜」なのであり、「配慮」は「日本独特」の考え方である。「日本独特」が悪いといっているのではなく、「障害者権利条約」の精神を歪曲した訳語を使っていることが問題であり、それに基づいて法律が定められているところに問題がある。	「必要な」という文言については、「施策」ではなく、行うべき「合理的配慮」にかかる趣旨で記載しておりますが、誤解を招くことの無いよう、ご指摘の部分の表現については検討させていただきます。 「合理的配慮」の考え方については様々な解釈があると考えられますが、国会の決議を経て成立した法律の文言が誤っているとの前提に立って本市の計画を策定することは致しかねますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 ※文言は、「それぞれの生活場面で必要なにおいて合理的配慮に留意した施策を推進し、紛争解決のための体制整備について検討を進めます。」とすれば誤解は解消されるのではないかと思います。
第2部 第1章	共に支えあって暮らすために	発達障害の啓蒙もありがたいが、てんかんの啓蒙もお願いしたい。	てんかんも含めた精神障がいのある方に対する誤解や偏見の解消のため、「障がい者週間」の取り組みや各種広報媒体の活用など、様々な機会をとらえて啓発活動に努めてまいります。
第2部 第1章	共に支えあって暮らすために	4月の発達障がい啓発週間について、ホームページ、インターネット等とあるが、高齢者は疎外された思いがする。テレビ等いろんな方法をとる。	これまでより、市広報紙への記事掲載、区役所や地下鉄駅構内等へのポスター掲示、リーフレット、ちらしの配付等により周知してまいりました。今後も、多様な方法で、発達障がいに対する正しい理解の促進に取り組んでまいります。
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	入所施設について、現状では人員の数すら整わず、また経営者側からは人件費削減のためか正規職員をやめさせて、非正規職員とボランティアにする傾向に見える。	入所施設の人員配置については、定められた人員基準を遵守するよう、各施設の指導を行うとともに、研修の活用などを通じ、事業者の資質向上に努めます。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	「相談支援については、区域における相談支援機関として、各区1カ所の区障がい者相談支援センター」とあるが、この方式が本当にいいのかどうかを再検討する必要がある。3区を一つの塊と考えて、そこに3カ所の区障がい者相談支援センターを設置し、それぞれが得意とする障がい種別の相談支援を行い、3カ所で3障がいに対応するという方式に改めた方がいいと考えている。すなわち、各区に1カ所とするのではなく、3区で3カ所であり、1区に2カ所のセンターが設置されることもあるということである。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の第5条第17項においては、指定相談支援事業所の担う「基本相談支援」として、「地域の障害者等の福祉に関する諸般の問題につき、(中略)必要な情報の提供及び助言を行い(以下、略)」と規定していることから、国として、障がいの相談受付を障がい別としない、包括的なものとしてイメージしていることや、各区の障がい者相談支援センターにおいては、重複障がいなど、複数の障がいを持つ利用者の利便性を図る目的もあり、身体・知的・精神の3障がいについて、一括して相談・助言に応じる体制をとっております。 しかしながら、一方で、区障がい者相談支援センターにおいては、一般の相談支援事業所では対応できない、より困難なケースの相談に応じることもあることから、これまで通り障がい者基幹相談支援センターなどが後方支援にあたりつつも、各区の地域自立支援協議会やより専門性の高い団体との連携のあり方や、ご提案をいただいた方法を含め、より質の高いサービスを提供できる体制となるよう中期的な課題として検討してまいります。
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	「利用を希望する人が必要とき利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であり・・・」とあるが、「在宅レスパイトケア」事業の立ち上げについて検討していただきたい。 この福祉サービスは、家に人を派遣する事業であることから、施設による短期入所サービスよりも、より低額で多くの人々が利用したいとき利用できる可能性がある。時間も従来の居宅サービスより少し長めにできるものが望ましい。	計画案では、医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の構築が必要としています。介護職員等によるたん吸引等の実施が可能となったことも踏まえ、福祉サービス事業所に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めることとしており、重症心身障がい児者の方々が地域で安心して暮らせるよう取組んでまいります。
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	さらなる施設からの地域移行計画が強調されており、少し長い短期入所の延長(月単位)として「有期限入所事業」があれば、少しでも多くの方々に介護者の事情による医療型入所施設のベットを使っただけの可能性はある。 また、「介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなど緊急時の対応だけでなく・・・」とあるが、こうした場合にも有期限入所事業があれば、必要とき有期限で入所できる可能性がある。	計画案では、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本としており、重度重複障がいのある方々等にも対応した地域生活支援について、その支援体制や連携体制のあり方を検討してまいります。
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	移動支援を施設への通所や送迎にも使えるようにしてほしい。	本市では、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出を支援するため移動支援事業を実施し、多くの方々にご利用いただけるよう利用者の増加等に伴うサービス量の拡充に努めています。計画案では、移動支援事業について外出支援のニーズに対応できるよう国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、十分な財源措置を講ずるよう国に要望していくこととしており、引き続き、通所の送迎を含め必要なサービスが適切に提供されるよう働きかけてまいります。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	一昨年、作業所通所時、1人で帰宅中「誘拐されかける」と言う未遂事件にあった。母親の作業所送迎は障がいのため無理である。このような事が、男であれ、弱者には必ず起こりうることで、移動支援が利用できれば、未前に防げる事件である。 また、作業所を利用した日はヘルパーを利用できないとのことであるが、障がいを持ちながらも通院されてる方もたくさんいるし、健常者も働きながら病院へも行くでしょう。移動支援、通院介助、生活支援と分けられ、急な時は、時間不足で使えないという、とても不便で利用内容に制限の厳しい制度である。是非とももっと利用者の身になった制度であってほしい。	移動支援は、一人での外出が困難な方に対して社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出を支援することを目的として実施しています。日中活動系サービスの利用と同じ日であっても、サービスの利用が重複しない限り、移動支援を利用していただくことができます。
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	移動支援を使うのに、ヘルパーさんが足りないようで、思うように利用できない。また、若い人が少ないように思われる。支援していただきたい。	計画案において、障がい福祉サービス等については、地域で暮らすうえで最も身近で重要なサービスとしており、引き続き国に制度の改善や十分な財源措置を働きかけながら、必要なサービス量の確保に努めてまいります。サービスを適切に提供するため、従事者には定められた研修の修了など一定の資格が必要であり、資格の取得に向けた研修等の実施を管轄する大阪府や国に対して人材の養成を要望してまいります。
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	作業所へはJRで通勤しており、定期券を割引で買っているが、交通費代として定期券を支給してほしい。	計画案において、障がい福祉サービス等については、地域で暮らすうえで最も身近で重要なサービスとしており、引き続き国に制度の改善や十分な財源措置を働きかけながら、必要なサービス量の確保に努めてまいります。本市では、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通所利用される場合には、就労支援等の観点から、申請に基づき定期代の半額(月額5000円を限度)を給付する制度が設けられています。
第2部 第2章の1	地域での暮らしを支えるために	障がい者のスポーツセンターが長居と舞洲にしかないのも、もう一カ所東の方にも設立してほしい。	長居障がい者スポーツセンターや舞洲障がい者スポーツセンターは、障がいのある方がいつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことで、障がい者の社会参加の機会を増やし豊かな日常生活をおくっていただくために開設した障がい者専用のスポーツ施設ですが、新たな障がい者スポーツセンターの設置については、予定していません。 今後もより多くの障がいのある方に利用していただけるよう、努めてまいります。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第2章の2	地域生活 への移行	地域移行を進めていくことに大抵は賛成だが、自閉的知的障がいや強度行動障がい発達障がいの人たちには必要な場合が多々あると思う。地域移行には不安がある。入所施設で隔離を推進しているのではなく、施設でその一人一人に対応した支援を要求する。	計画案では、計画推進にあたっての基本的方策として「生活支援のための地域づくり」、「ライフステージに沿った支援」、「多様なニーズに対応した支援」、「権利擁護の視点に立った取り組みの推進」などを掲げており、行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を具体的に検討していくこととしています。
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	大阪ハートフル商店街の年間人気商品ランキング(1位～3位)を決定し、上位入賞を果たした事業所に特典を与える等、積極的な施設への支援策も必要であると考えます。	全ての障がい者福祉施設等の工賃水準が向上するよう、ご意見も踏まえ、「大阪ハートフル商店街」の効果的な活用方法について検討してまいります。
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	本人のケアはもちろんだが、家族や就労先への支援も大切と考える。持続可能な支援のためのプログラムも考えてほしい。	大阪障害者職業センターにおいて、障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク(公共職業安定所)、障がい者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	在職中に交通事故や病気になり、休職される方が手帳取得ないし障がいを負った方の支援(復職支援)に携われる制度を作してほしい。	
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	(就労移行支援にて)ジョブコーチの兼任を認めてもらえるなど、就職者数や職場定着支援に着目しやすい職員配置も検討いただきたい。	計画案において、就労移行支援事業については障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるうえで特に重要な役割を担っているため、的確な支援が可能となるよう、制度の見直しを国に働きかけていくこととしており、国においても一般就労の移行実績がない事業所の事業報酬の減算や就労定着期間に着目した加算の創設について検討が進められているところです。今後とも、障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化に取組み、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ってまいります。
第2部 第4章	住みよい 環境づく りのため に	市バス、地下鉄の障害者割引は民営化しても継続してほしい。	市営交通の割引等につきましては、障がい者のある方の社会参加を促進するために必要なものであると考えています。今後も必要な方が実施されるように努めてまいります。
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	無料乗車証の電子化。	福祉乗車証のICカード化については、技術的、経済的課題があることから、現時点では予定しておりません。

パブリックコメントでいただいたご意見の要旨と本市の考え方

章番号	章	ご意見の要旨	本市の考え方
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	バス停留場のトイレ設置。	バス停留所にトイレを設置するには、バスをお待ちの方も含め、付近を通行される方の交通安全が確保される状況であること、また、上下水道設備やスペースの確保などの条件が必要なことから、十分に検討しながら今後もトイレ設置を含め、お客さまに配慮した停留所施設の充実に努めてまいります。
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	駅構内エレベーター設置の利便性の向上。 現在、各エレベーター間の距離が遠い。	エレベーター整備につきましては、現状のエレベーター経路が長い距離を移動する等の不便な状況にある駅について、一定条件のもと、経路の改善を図る整備に取り組んでまいります。
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	ノンステップバスの車内向上。少し車いす時狭く感じる。	ノンステップバスの仕様は、国などにおいて、バスのバリアフリー社会の実現に向け、できる限りノンステップバスの普及を目指して、技術開発を促進するとともに、コスト削減を図り、また、どなたでもご利用しやすいバスとなるよう、標準仕様が定められており、当局ではその基準を満たした車両を購入しています。
第2部 第3章	地域で学 び・働くた めに	災害時の避難場所を考えると、想像もできないほど不安である。	第4章1(4)イ「災害時・緊急時の対応策の充実」にありますとおり、障がいのある方などの要配慮者で、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を対象に受け入れを行う、福祉避難所の確保に努めており、障がい者施設や高齢者施設を中心として、平成26年12月末で259施設の指定が完了しています。 また、自主防災組織など地域の取組みへの支援においては、避難所開設訓練において要配慮者のための福祉避難室の設置を進めるなど、要配慮者に配慮した避難所運営に取り組んでいます。
第3部	障がい福 祉計画	第4章「(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」、同じく「(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」 2カ所とも「盲ろう者通訳介助者」という表記になっているが、「盲ろう者通訳・介助者」のように、「通訳」の後に中点をつける必要がある。	ご指摘の部分については、表現に統一性がないため誤解が生じるものと思われまので、通訳介助者の間に「・」の表現に統一します。
その他		・私営のものに多いが、身体障害・知的障害のみ対応で精神障害は非対応のサービスがたくさんある。どの障害も平等のサービスを受けられるように働きかけをお願いしたい。	精神障がいのある方に対する誤解や偏見の解消のため、「障がい者週間」の取り組みや各種広報媒体の活用など、様々な機会をとらえて啓発活動に努めてまいります。
その他		・公共の施設に限らないが、エスカレーターで片側を空けることを禁止してほしい。具合が悪いときは同伴者の腕を掴んで乗らないと怖い、2列でいると後ろの人から押しのけられたり叩かれたりすることがあって怖い辛い。2列で利用するように周知してほしい。	今回の計画案には直接関係しませんが、今後の本市施策の参考とさせていただきます。